

— 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 平成30年1月号 (No. 355) >

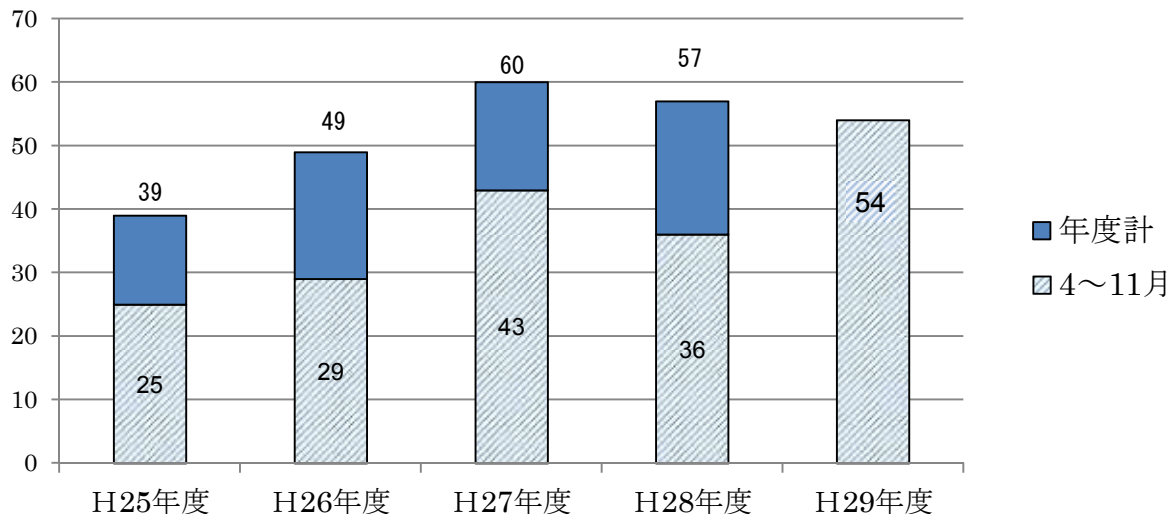
自己啓発セミナー等の契約に関する相談が増加！半数以上が20代！

- 愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談(平成29年4月～11月)のうち、自己啓発セミナー等の精神修養講座に関する契約トラブルの相談は54件で、前年同期(36件)と比べて1.5倍に増加しています(下図参照)。また、そのうち20代が28件で、半数以上(60.9%)を占めています(P2参照)。
- 「出会い系アプリで知り合った人を通じて自己啓発セミナーに勧誘された。お金がないと断ったところ、消費者金融に連れて行かれ、嘘の申告を指示されて借入れし、150万円を支払った。やめたい。」等、勧誘が強引であったり、高額な契約をさせられたといった相談が多く見受けられます。
- 契約トラブルに遭ったり、不安や疑問に思ったりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にお早めに相談しましょう。



【自己啓発セミナー等の精神修養講座に関する相談件数】 (単位：件)

【あいち暮らしWEB
キャラクター ヒッピョ】



愛知県及び市町村の消費生活センター始め市町村消費生活相談窓口が、平成30年1月5日時点のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録した相談のうち、自己啓発セミナー等の精神修養講座に関する相談のデータを集計しています。

自己啓発セミナー等の精神修養講座に関する相談概要とアドバイス

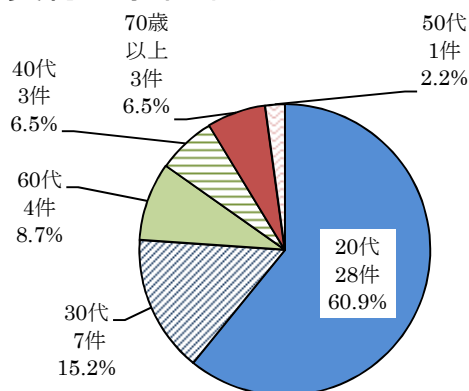
＜データ及び最近の事例から＞

☆ 平成29年4月～11月に寄せられた相談54件について、契約当事者の年代別で見ると、20代が28件（60.9%）で半数以上を占めています。（不明の8件を除く。）

☆ 既支払額の金額別では、100万円以上500万円未満が15件（34.1%）で最も多く、次いで50万円以上100万円未満が10件（22.7%）と高額になっています。（不明の10件を除く。）

☆ 相談内容別では、「解約希望」が30件（55.6%）で最も多く、次いで「料金が高い等」が21件（38.9%）、「返金希望」が19件（35.2%）、「クーリング・オフ希望」が12件（22.2%）となっています。

◆契約当事者年代別（不明除く）



◆契約当事者性別

女性：32件（59.3%）
男性：22件（40.7%）

◆契約当事者職業等別（不明除く）（上位4種）

給与生活者：37件（72.6%）
家事従事者：5件（9.8%）
無職：4件（7.8%）
学生：3件（5.9%）

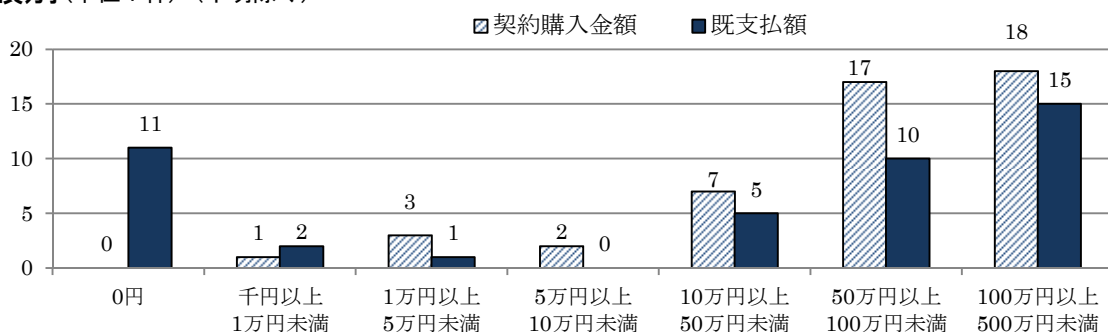
◆契約購入金額

平均額：80万円 最高額：200万円

◆既支払額

平均額：68万円 最高額：200万円

◆金額別（単位：件）（不明除く）



◆相談内容別（上位4種、重複計上）

主な相談内容	件数(件)	割合(%)
解約したい	30	55.6
料金が高い等	21	38.9
返金希望	19	35.2
クーリング・オフしたい	12	22.2

◇愛知県内の相談件数内訳

愛知県	20件
市町村	34件
計	54件



愛知県に寄せられた相談事例

◎出会い系アプリで知り合った人を通じて自己啓発セミナーに勧誘され、消費者金融に連れて行かれ借入させられた。やめたい。(20代、女性)

出会い系アプリで知り合った男性Aに悩みを相談し、何度か食事に行った。その際「今から会う約束をしている人は悩みごとの相談にのってくれる。一度会うといい。」と言って、どこかの事務所の一室に連れて行かれた。そこで紹介された別の男性Bから自己啓発セミナーを勧誘された。「一度帰って考えたい。」と言ったが、2時間ほど説得され、疲れて面倒になった。「総額150万円。お金は借りた方がいい。」と消費者金融に連れて行かれ、「収入は多めに申告し、理由は親の入院費にした方がいい。」と言われた。50万円だけ借り、残りは預金を下ろして払い、契約書にサインをしたが、やめたい。

(助言) 契約書を確認したところ、クーリング・オフの記載があった。クーリング・オフ期限が過ぎてしまったが、一度断ったにも関わらずしつこく勧誘し、契約するまで拘束してサインをさせたのは、消費者契約法の退去妨害に当たる可能性があること、また、消費者金融に連れて行かれて虚偽の申告を指示されたのは、県の条例違反等に当たることから、書面作成の方法を助言し、販売業者とセミナー運営業者の双方に書面通知をした。⇒全額返金された。

◎断りきれずに契約した自己啓発セミナー。契約金額の説明なくクレジットカードを作らされた。クーリング・オフしたい。(20代、男性)

SNSで知り合ったAと喫茶店で会い、Bを紹介された。三人で食事をした際、Bが悩みを理解してくれたので意気投合し、Bが講師をしている自己啓発セミナーを見学することにした。見学後、セミナーに入会したいと告げた。契約金額は尋ねても教えてもらえず、クレジットカードで月2万円を払うことだけを説明され、Aにクレジット会社へ連れて行かれ、カードを作らされた。後日、入会の詳しい説明をするので会おうと言われ、断ろうとしたが取り合ってもらえず、出向いた。その際、Bから初めて契約金額が60万円だと説明された。断っても長時間勧誘されると思い、入会すると告げた。クレジットカードで30万円を決済したが、クーリング・オフしたい。

(助言) クーリング・オフについて記載された書面が手元にあったので、8日以内にはがきで通知するよう助言した。⇒業者はクーリング・オフに応じ、クレジットカード決済は取り消された。

トラブルを防ぐアドバイス

[訪問販売の場合は、クーリング・オフ(無条件解約)をすることができます(特定商取引法)]

- 訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフをすることができます。また、事業者が事実と異なることを告げたり、脅かしたりすることによって消費者が誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合は、上記期間を経過していてもクーリング・オフをすることができます。

なお、勧誘目的を告げられずに、電話や電子メール等で誘い出されて契約をした場合(いわゆるアポイントメントセールス)は訪問販売に該当しますが、新たにSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)によって誘い出された場合も訪問販売に該当することになりました。

(平成29年12月1日以降の契約に適用されます。)

[勧誘時の退去妨害があった場合は契約を取り消すことができます(消費者契約法)]

- 消費者が帰りたいとの意思を示したにも関わらず、消費者を退去させないで勧誘を続けることで、消費者が困惑して契約したときは契約を取り消すことができます。

[消費者の意に反して金融機関等に連れて行く行為や、支払い能力について虚偽の申告をさせる行為等は禁止されました(特定商取引法)] (平成29年12月1日以降の契約に適用されます。)



消費生活相談窓口の御案内



消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早めに愛知県消費生活総合センター及び西三河消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00
※平成29年3月末日をもって、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は終了しました。			
市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。)			※H29.11.1現在
○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○犬山市消費生活センター	(0568)44-0398
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○常滑市消費生活センター	(0569)47-6116
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○江南市消費生活センター	(0587)53-0505
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○東海市消費生活センター	(052)603-2211
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○知多市消費生活センター	(0562)36-2688
○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	○知立市消費生活センター	(0566)95-0195
		○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	○岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
○海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村)	(0567)23-0150	○豊明市消費生活センター	(0562)85-3712
		○日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
○碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	○清須市消費生活センター	(052)325-5151
○刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	○北名古屋市消費生活センター	(0568)22-1111
○豊田消費生活センター	(0565)33-0999	○みよし市消費生活センター	(0561)32-8015
○安城市消費生活センター	(0566)71-2235	○扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111
消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)			
188 いやや(嫌や!)			